

(審査 ・ 処分) 基準

基準の名称	業務停止命令等を受けた事業者等の役員等の特定関係法人における業務停止命令に係る処分基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
特定商取引に関する法律	第 8 条 第 2 項、第 8 条 の 2 第 2 項 第 1 号、第 1 5 条 第 2 項、第 1 5 条 の 2 第 2 項 第 1 号、第 2 3 条 第 2 項、第 2 3 条 の 2 第 2 項 第 1 号、第 3 9 条 第 4 項、第 3 9 条 の 2 第 4 項 第 1 号、第 4 7 条 第 2 項、第 4 7 条 の 2 第 2 項 第 1 号、第 5 7 条 第 2 項、第 5 7 条 の 2 第 2 項 第 1 号、第 5 8 条 の 1 3 第 2 項、第 5 8 条 の 1 3 の 2 第 2 項 第 1 号	業務停止命令等を受けた事業者等の役員等の特定関係法人における業務の停止
基 準 の 内 容		
<p>法第 8 条 第 2 項、第 8 条 の 2 第 2 項 第 1 号、第 1 5 条 第 2 項、第 1 5 条 の 2 第 2 項 第 1 号、第 2 3 条 第 2 項、第 2 3 条 の 2 第 2 項 第 1 号、第 3 9 条 第 4 項、第 3 9 条 の 2 第 4 項 第 1 号、第 4 7 条 第 2 項、第 4 7 条 の 2 第 2 項 第 1 号、第 5 7 条 第 2 項、第 5 7 条 の 2 第 2 項 第 1 号、第 5 8 条 の 1 3 第 2 項、第 5 8 条 の 1 3 の 2 第 2 項 第 1 号の規定による業務の停止は、それぞれの条項に定める処分の基準のほか、停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者が特定関係法人において行っている業務の同法人における重要性、将来の拡大の可能性等も考慮の上、行うものとする。</p>		